

岩手県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて行った平成27年度の出納その他の事務の執行に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年1月13日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象団体、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象団体	監査執行年月日	担当監査委員
公益財団法人ふるさといわて定住財団	平成28年12月5日	高橋 元 吉田 政司

2 監査の結果 留意改善を要する事項は次のとおりである。

公益財団法人ふるさといわて定住財団 基本財産等の運用に当たり、資産運用規程に定める債券等の保有割合の制限を超えているものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。また、資産の一部に評価損失が発生していることから、対応策について検討されたい。

なお、適切なリスク管理の観点から、資産運用規程の精査・見直し等について検討されたい。